感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 総則

エイド・サポートグループホーム（以下「施設」という。）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

1. 体制

(１)　感染防止対策委員会の設置

ア　目的

施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

イ　委員会の構成

 委員会は、次に掲げる者で構成する。

1. 管理者（施設全体の管理責任者、委員長を務める）
2. サービス管理責任者（サービス提供に関する責任者）
3. 世話人相談係（現場の支援員の指示、相談窓口）
4. 世話人（日常的な支援、介助実践を行う）

※管理者は、上記（ｃ）、（ｄ）の中から委員会の開催に出席する者を指名し、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、委員会に提案する。

ウ　委員会の業務

委員会は、管理者の招集により、会議の定例開催（おおむね3ヵ月に1回）を行い、一定基準の安全性が確保されているかを検証する。

さらに必要に応じて臨時で委員会を開催し、「感染症及び食中毒等の予防」と「感染症及び食中毒発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について協議する。

1. 施設内の感染防止対策の立案
2. 指針・規定・マニュアル等の作成及び見直し
3. 施設内感染防止対策に関する職員への研修の企画及び実施
4. 利用者及び職員の健康状態の把握
5. 感染症及び食中毒等の発生時の対応と報告
6. 感染防止及び食中毒防止等の対策実施状況の把握と評価

（２）　職員研修の実施

 施設の職員に対し、感染防止対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的な支援を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修」を委員会の企画により、以下の通り実施する。

ア　新規採用者に対する研修

職員の新規採用時に、感染防止対策の基礎に関する教育を行う。

イ　全職員を対象とした研修

　　　全職員を対象に委員会が作成するマニュアルを用いた研修を実施する。

ウ　施設を利用する第三者を対象とした指針の周知

　　　利用者の家族、相談員、関係事業所の職員、訪問看護職員等、施設を利用する方々への感染防止対策の周知と協力の為の説明を行う。

　（３）　その他

ア　記録の保管

委員会の協議内容等、施設内における感染症及び食中毒予防の対策に関する諸記録を保管する。

３.　平常時の衛生管理

　(1)　施設内の衛生管理

 環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定める。

 　ア　環境の整備

　　　施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

1. 施設内は適温状態（湿度も含む）に保つ。
2. 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
3. 清掃について、床の消毒はかならずしも必要としないが、必要に応じて湿式清掃し、乾燥させること。
4. 使用した雑巾やモップは、こまめに清掃、乾燥すること。
5. 床に目視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着している時は、使い捨て手袋を着用し、清掃並びに消毒をすること。
6. トイレなど、利用者が触れた設備（ドアノブ、取手など）は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行うこと。
7. 浴槽のお湯の交換、浴槽の清掃・消毒などはこまめに行うこと。

 イ　排泄物の処理

　　　排泄物の処理については、以下の事項を徹底すること。

1. 利用者の排泄物・吐物を処理する際には、使い捨て手袋やマスクを着用し、汚染場所及びその周囲を清拭し、消毒すること。
2. 排泄物を処理する際に使用した消耗品（ペーパー、袋、マスク、手袋）を破棄する際は、感染性廃棄物とし、分別処理すること。
3. 処理後は十分な手洗いや手指消毒を行うこと。

 ウ　血液・体液の処理

 職員への感染を防ぐ為、利用者の血液などの体液の取り扱いについては以下の事項を徹底すること。

1. 血液等の汚染物が付着している場合は、使い捨て手袋を着用し、まず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力現象させておくことが清拭消毒の効果を高めることになる。
2. 化膿した幹部に使ったガーゼなどは、一般ゴミとは別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をすること。

　（２）　日常の介護にかかる感染防止対策

 ア　標準的な予防策

　　　標準的な予防対策として、重要項目と徹底すべき具体的な対策については、以下の通りとする。

＜重要項目＞

1. 適切な手洗い
2. 適切な防護用具の使用

・手袋

・マスク、アイプロテクション、フェイスシールド

1. 利用者ケアに使用した機材などの取り扱い

・鋭利な器具の取り扱い

・廃棄物の取り扱い

・周囲環境対策

　　　（ｄ）　　血液媒介病原対策

　　　（e）　　利用者配置

　　＜具体的な対策＞

　　・血液、体液、分泌物、排泄物などに触れるとき

　　・傷や創傷皮膚に触れるとき

　　→使い捨て手袋を着用し、手袋を外した時には、その都度石鹸で手洗いすること。

　　・血液、体液、分泌物、排泄物などで、衣服が汚れる恐れがあるとき

　　→プラスチックエプロン、ガウンを着用すること。

　　・感染性廃棄物の取り扱い

　　→バイオハザードマーク（色）に従い、分別、保管、運搬、処理を適切に行う

バイオハザードマークで用いる色について

| 色 | 内容物 | 内容物の例 | 保管・収集容器ほか |
| --- | --- | --- | --- |
| 赤色 | 液状、泥状のもの | ・血液・血清・体液・血液製剤・病理廃棄物の一部 | プラスチック容器 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 橙色 | 血液や汚染物が付着した固形状のもの | ・ガーゼ・紙くず・繊維くず・廃プラスチック・紙おむつ・生理用ナプキン・検尿用コップ | ・二重のビニール袋 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 黄色 | 血液や汚染物が付着した鋭利なもの | ・注射器・メス・破片ガラス | プラスチック容器 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

イ　手洗いについて

1. 手洗い・・・汚れがあるときは、石鹸と流水で手指を洗浄すること。
2. 手指消毒・・・感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬、擦式消毒薬で洗うこと。

<手洗いの際の注意事項>

* 1. まず手を流水で軽く洗う。
	2. 石鹸を使用するときは、固形石鹸ではなく、液体石鹸を使用する。
	3. 手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
	4. 手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
	5. 洗う際は、手だけではなく、手首までしっかり洗う。
	6. 手洗いの際に触った水道栓も石鹸をつける等しっかり洗い流す。
	7. 使い捨てのペーパータオル、または個別タオルを使用する。
	8. 水道栓は洗った手で止めるのではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
	9. 手を完全に乾燥させること。

<禁止事項>

1. ベースン法（浸漬法）
2. 共同の布タオル等の使用

※消毒の方法

洗浄法（スクラブ法）・・・消毒薬を約3ｍｌ手に取り、よく泡立てながら洗浄する。

（約30秒以上）

　　　擦式法（ラビング法）・・・アルコール含有消毒薬を約3ｍｌ手に取り、よく擦り込み（約30秒以上）、乾かす。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※手が汚れている時には無効である。

　　　清拭法（ワイピング法）・・・アルコール含浸綿で拭き取る。

　　　浸漬法（ベースン法）・・・ステンレス製などの容器に消毒薬を満たし、手指を浸す。

　　ウ　食事介助の留意事項

　　　食事介助の際は、以下の事項を徹底すること

1. 介護職員は必ず手洗いを行い、清潔な器具、清潔な食器を提供すること。
2. 利用者が、楽呑みによる水分補給をする場合には、使用する都度、洗浄すること。

　　エ　排せつ介助の留意事項

1. おむつ交換は、必ず使い捨て手袋を着用して行うこと。
2. 使い捨て手袋は、1介護ごとに取り替える。また、手袋を外した際には手洗いを実施すること。
3. 複数の利用者を介護する際は、利用者一人毎に別々の手袋を使用し、その都度手洗いや手指消毒を行うこと。

　　オ　日常の観察

1. 介護職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子や大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに管理者やサービス管理責任者に知らせること。
2. 管理者、サービス管理責任者は、栄養摂取や服薬、排泄状況なども含めて全体的なアセスメントをした上で、病気の状態を把握し、状況に応じた適切な対応をとること。

　　　<注意すべき症状>

|  |  |
| --- | --- |
| 主な症状 | 要注意のサイン |
| 発熱 | ぐったりしている、意識がはっきりないい、呼吸が乱れている、嘔吐や下痢などを起こしている |
| 嘔吐 | 発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じる混じる、体に赤い発疹、意識がぼんやりする |
| 下痢 | 便に血が混じる、尿が少ない、口が乾いている |
| 咳、咽頭通、鼻水 | 発熱、痰が絡む、鼻声、咳き込む頻度 |
| 発疹（皮膚の異常） | かゆみ、皮膚の変色 |

４.　感染症発生時の対応

　（１）　感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には以下の手順に従って行動、報告を行う。

　　ア　職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の状況の有無（発生した日時、及び居室毎にまとめる）について、管理者、サービス管理責任者に報告する。

　　イ　報告を受けた管理者、サービス管理責任者は、連携している医療機関並びに訪問看護ステーションに状況を伝える。

　　ウ　提携している医療機関との話をもとに現場の職員に対し、必要な支持を行うとともに、診断名、検査、治療の内容等について定める報告様式によって市役所及び地域保健所に報告し、連携をとる。

（２）　感染拡大（まん延）の防止

　　ア　介護職員

1. 発生時は、手洗いや排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意を払う。
2. 管理者、サービス管理責任者に指示を仰ぎ、必要に応じて消毒を行い、感染者と他の利用者並びに職員の隔離を行う。
3. マニュアルに従い、個別の感染対策を実施する。

　　イ　管理者、サービス管理責任者

1. 感染症若しくは食中毒が発生したとき、又ははそれが疑われる状況が生じたときには、被害を最小限とするために、職員へ適切な指示を出し、速やかに対応する。
2. 感染症の病原体で汚染された環境、器具の消毒、滅菌は、適切かつ迅速に行い、必要であれば、専門業者に消毒を依頼し、感染拡散を防止する。
3. 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する。
4. 提携医療機関、訪問看護ステーション、保健所に相談し、専門的かつ技術的な対策を相談し、支持を受ける。
5. 必要に応じて感染者に対する医療機関の受診の選定を行う。

　　（３）　関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に状況を報告して対応を相談し、連携をとる。

　　　　　・提携医療機関

　　　　　・かかりつけ医療機関

　　　　　・提携訪問看護ステーション

　　　　　・保健所

　　　　　・市役所（指導監査課）

　　　　　・相談支援専門員

　　　　　・利用者の家族

　　　　　・職員

　　　　　・利用者が利用している他の事業所

　　（４）　行政機関への報告

　　ア　所轄庁への報告

管理者は、次のような場合、別に定める報告書により、迅速に船橋市役所。指導監査課、障害福祉サービス担当へ報告するとともに、保健所へ報告する。

　　<報告が必要な場合>

* 1. 感染者が医療機関に受診し、診察、検査等により感染症又は食中毒が認められた場合。
	2. 感染症又は食中毒が疑われる利用者、職員があわせて2名以上同じ症状が現れた場合。
	3. 利用者が通所している他の事業所において、感染症又は食中毒が発生し、その施設を利用、接触した利用者、職員にも同じ症状が現れた時。

　　イ　地域保健所への届出

行政機関に報告が必要な場合に該当した場合、地域保健所に状況を報告す　るとともに、施設の情報、利用者・職員の情報、サービス提供記録もあわせて報告する。

５.　その他

 （１） 利用予定者の感染症について、当施設は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往歴があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

（2）　指針等の見直しについて、本指針、委員会規定、感染対策に関するマニュアルは委員会において定期的に見直しをし、管理者の承認を得て改正することとする。

（附則）

この指針は、令和4年2月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。